飲食料品及び油脂についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表

○飲食料品及び油脂についての検査方法(昭和51年11月19日農林省告示第1074号)

(下線部分は改正部分)

14. T.M	1L-T-2L
改正後	改正前
飲食料品及び油脂についての検査方法	飲食料品及び油脂についての検査方法
1 適用範囲	(適用の範囲)
この検査方法は、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条第1項及び第30	第1条 この検査方法は、 <u>別表1</u> に掲げる飲食料品及び油脂 <u>の検査に適用する</u> 。
条第1項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う <b>附属書</b> A に掲げる飲食料品及び	
油脂についての検査方法を規定する。	
<u>2</u> 引用規格	(新設)
<u>2 3/1/2018</u> 次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方	(A) BX)
法の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版を適用する。	
JAS 0208 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖	
JAS 0388 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	
JAS 0446 水産物缶詰及び水産物瓶詰	
JAS 0484 即席めん	
<u>JAS 0524</u> <u>ジャム類</u>	
JAS 0531 <u>畜産物缶詰及び畜産物瓶詰</u>	
JAS 0801 <u>醸造酢</u>	
<u>JAS 0838</u> 植物性たん白	
<u>JAS 0911</u> 乾めん類	
<u>JAS 1015</u> ハンバーガーパティ	
JAS 1016 チルドハンバーグステーキ	
JAS 1122 削りぶし	
JAS 1132 <u>煮干魚類</u> JAS 1238 チルドミートボール	
JAS 1236	
JAS 1505 展産初山品及び展産初版品 JAS 1412 ぶどう糖	
JAS 1412 シェンル: JAS 1419 トマト加工品	
JAS 1491 パン粉	
JAS 1568 そしゃく配慮食品	
JAS 1752 農産物漬物	
<u>JAS 1800</u> 豆乳類	

#### 3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、次による。

(削る)

#### 3.1

#### 検査荷口

原料及び製造条件がほぼ同一と認められる検査単位の集まりであって、検査の対象となるもの

#### <u>3.2</u>

#### 試料

検査荷口から抽出される検査単位の1以上の集まり

## <u>3.3</u>

#### 検査単位

検査のために選ばれる単位体又は単位量

#### 3.4

#### 不良品

当該試料に係る日本農林規格に定める基準(当該日本農林規格に等級の区分がある場合は、格付しようとする当該日本農林規格に定める等級の基準。以下同じ。)に適合しない検査単位(当該日本農林規格に定める基準から著しくかけはなれているため格付の対象とすることが適当でないと認められる検査単位を除く。)

#### <u>3.5</u>

## 合格

検査荷口の判定において、検査単位ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行った結果、不良品の個数が合格判定個数以下であること

# <u>3.6</u>

# <u>不合格</u>

検査荷口の判定において、検査単位ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行った結果、不良品の個数が合格判定個数を超えること

## <u>3.7</u>

## 並み検査

検査荷口の不良率が平均して AQL (合格品質水準) と同一水準にあると認められるときに適用するように設計された検査方式

## <u>3.8</u>

#### きつい検査

検査荷口の不良率が平均して AQL (合格品質水準) よりも悪いと認められるときに適用するように設計された検査方式

#### 3.9

#### 緩い検査

検査荷口の不良率が平均して AQL (合格品質水準) よりも良いと認められるときに適用するように 設計された検査方式

#### (定義)

第2条 この検査方法において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げる とおりとする。

用語		≑石	<b>-</b>	<b></b>
用			定	議
<u>検</u>	査 荷		原料及び製造条件がほぼ同一と認め 検査の対象となるものをいう。	りられる検査単位の集まりであって <u>、</u>
試		料	検査荷口から抽出される検査単位の	D1以上の集まりをいう。
<u>検</u>	査 単	位	容量が別表2に定める重量若しくに	単位量をいう(一容器又は一包装の内 は体積を超え、又は当該重量若しくは 食査単位の量が別表2に定める重量又 5。)。
不	良	吕口	区分がある場合は、格付しようとで 基準。以下同じ。) に適合しない検	める基準(当該日本農林規格に等級の する当該日本農林規格に定める等級の 査単位(当該日本農林規格に定める基 め格付の対象とすることが適当でない いう。
<u>合</u>		格		立ごとに当該試料に係る日本農林規格 良品の個数が合格判定個数以下である
不	合	格	•	立ごとに当該試料に係る日本農林規格 良品の個数が合格判定個数を超えるこ
<u>並</u>	み検	查	検査荷口の不良率が平均してAQI と認められるときに適用するように	L (合格品質水準) と同一水準にある に設計された検査方式をいう。
<u>き</u>	つ い 検	查	検査荷口の不良率が平均してAQI するように設計された検査方式をV	しよりも悪いと認められるときに適用 <u>いう。</u>
緩	い検	査	検査荷口の不良率が平均してAQI するように設計された検査方式をV	しよりも良いと認められるときに適用 <u>いう。</u>

#### 3.10

## AOL(合格品質水準)

95%の確率で検査荷口が合格となる場合の最大の不良率をいうものとし、この検査方法においては 6.5 又はこれに近い値

#### 4 第1方式検査方法

飲食料品又は油脂について日本農林規格による格付を行う場合の抽出の割合及び検査に係る格付の 基準は, a)~d)及び箇条5による。

- a) 検査は並み検査から始める。
- b) 並み検査 並み検査は、次による。
  - 1) 抽出の割合及び検査に係る格付の基準 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、小型容器 (内容量が 1 kg 又は 1 L 以上であって, 30 kg 又は 30 L 未満のものをいう。以下同じ。) の場 合にあっては**表 2** に、特殊容器(内容量が 30 kg 又は 30 L以上のものをいう。以下同じ。)の 場合にあっては表3による。ただし、検査荷口は1日分の製造荷口とする。また、抽出個数は 実容器数を超えてはならない(以下同じ。)。

#### 表 1-小型容器の場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準

検査荷口の大きさ(個)	抽出個数(個)	合格判定個数(個)
35 000 以下	<u>4</u>	<u>1</u>
35 001~24 000	<u>6</u>	<u>1</u>
24 001 以上	<u>8</u>	<u>1</u>

# 表 2-大型容器の場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準

検査荷口の大きさ(個)	抽出個数(個)	合格判定個数 (個)
1 000 以下	<u>2</u>	<u>0</u>
<u>1 001~5 000</u>	<u>3</u>	<u>1</u>
5 001 以上	<u>5</u>	<u>1</u>

#### 表 3-特殊容器の場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準

検査荷口の大きさ	抽出個数(個)		<u>合格判定</u> (	固数 (個)_
_(個)_	内容量が 30 t	内容量が 30 t	内容量が 30 t	<u>内容量が30 t</u>
	<u>又は30kL未満</u>	<u>又は30kL以上</u>	<u>又は30kL未満</u>	<u>又は30kL以上</u>
	の場合	の場合	の場合	<u>の場合</u>
<u>5以下</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>6∼10</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>0</u>
<u>11 以上</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	1

**並み検査からきつい検査への移行** 並み検査によって検査を行った結果, 不合格となり, かつ,

準)

AQL(合格品質水 95%の確率で検査荷口が合格となる場合の最大の不良率をいうものと 

#### (第1方式検査方法)

- 第3条 飲食料品又は油脂について日本農林規格による格付を行う場合の抽出の割合及び検査に係る 格付の基準は、次の一から四まで及び次条に定めるところによる。
- <u>二</u> 並み検査
- イ 抽出の割合及び検査に係る格付の基準 別表3に定めるところによる。ただし、検査荷口は1日分の製造荷口とする。

(新設)

ロ 並み検査からきつい検査への移行

<u>この</u>検査からさかのぼった連続 <u>5</u>回の検査における不良品の総個数が<u>表 4</u>の右欄に掲げる限界個数以上となったときは<u>, その</u>検査荷口の製品と品種 (等級を含む。)が同一であるもの (以下"同一品種"という。)について, それ以後の検査はきつい検査による。

表 4-並み検査からきつい検査への移行が必要となる不良品の限界個数

累計試料の大きさ(個)	不良品の限界個数(個)
$\frac{5}{6 \sim 12}$ $13 \sim 19$	3 4 5
$\frac{20\sim24}{25\sim39}$	<u>6</u> 7
40~49	<u>8</u>

<u>並み検査から緩い検査への移行</u> 並み検査<u>によって</u>検査を行った結果<u>,連続した 10 回の検査</u> において不良品がないときは,同一品種について,それ以後の検査は緩い検査による。

## <u>c)</u> きつい検査

1) 抽出の割合及び検査に係る格付の基準 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、小型容器に あっては表 5 に、大型容器にあっては表 6 に、特殊容器にあっては表 7 による。ただし、検査 荷口は 1 日分の製造荷口とする。

#### 表 5-小型容器の場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準

検査荷口の大きさ(個)	抽出個数(個)	合格判定個数(個)
35 000 以下	<u>6</u>	<u>1</u>
35 001 以上	<u>13</u>	<u>1</u>

# 表 6-大型容器の場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準

検査荷口の大きさ(個)	抽出個数(個)	合格判定個数(個)
1 000 以下	<u>3</u>	<u>0</u>
<u>1 001~5 000</u>	<u>5</u>	<u>1</u>
5 001 以上	<u>8</u>	<u>1</u>

#### 表 7-特殊容器の場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準

検査荷口の大きさ	抽出個数	<u>效(個)</u>	<u>合格判定</u> (	固数 (個)_
(個)_	内容量が 30 t	内容量が 30 t	内容量が 30 t	内容量が 30 t
	<u>又は30kL未満</u>	<u>又は30kL以上</u>	<u>又は30kL未満</u>	<u>又は30kL以上</u>
	の場合	の場合	の場合	の場合

並み検査により検査を行った結果、不合格となり、かつ、この検査からさかのぼった連続<u>5</u>回の検査における不良品の総個数が<u>別表4</u>の右欄に掲げる限界個数以上となったときは、その検査荷口の製品と品種(等級を含む。)が同一であるもの(以下「同一品種」という。)について、それ以後の検査はきつい検査による<u>ものとする</u>。

(新設)

#### ハ 並み検査から緩い検査への移行

並み検査<u>により</u>検査を行った結果<u>、別表5に定める条件が全て満たされた</u>ときは<u>、同一品種</u>について、それ以後の検査は緩い検査によるものとする。

## 三 きつい検査

イ 抽出の割合及び検査に係る格付の基準

<u>別表6に定めるところ</u>による。ただし、検査荷口は<u>1日分</u>の製造荷口とする。

(新設)

5以下	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>6~10</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>11 以上</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>1</u>

- **2) きつい検査から並み検査への移行** きつい検査<u>によって</u>検査を行った結果<u>,連続</u>して<u>5回</u>合格したときは,同一品質について,それ以後の検査は並み検査による。
- <u>3)</u> <u>検査の中止</u> きつい検査<u>によって</u>検査を行った結果<u>, 累計</u>で<u>5回</u>不合格となったときは<u>, 同一</u> 品種について, それ以後の検査を中止する。検査を再開する場合は, きつい検査から行う。

## <u>d)</u> 緩い検査

- 1) 抽出の割合及び検査に係る格付の基準 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、小型容器に あっては表 8 に、大型容器にあっては表 9 に、特殊容器にあっては表 10 による。なお、検査 荷口は次に定める期間を限度とする期間内において製造された荷口とする。
  - <u>- 15 日間</u>
  - 30 日間(異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖並びに即席めんの場合に限る。)

#### 表 8-小型容器の場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準

検査荷口の大きさ(個)	抽出個数(個)	合格判定個数(個)
35 000 以下	<u>2</u>	<u>1</u>
35 001 以上	<u>3</u>	<u>1</u>

## 表 9-大型容器の場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準

検査荷口の大きさ(個)	抽出個数(個)	合格判定個数(個)
35 000 以下	<u>2</u>	<u>0</u>
<u>35 001 以上</u>	<u>3</u>	<u>0</u>

#### 表 10-特殊容器の場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準

検査荷口の大きさ(個)	抽出個数(個)	合格判定個数(個)
30 以下	<u>2</u>	<u>0</u>
<u> 31 以上</u>	<u>3</u>	<u>0</u>

**2) 緩い検査から並み検査への移行** 緩い検査によって検査を行った結果,不合格となったときは、同一品種について、それ以後の検査は並み検査による。

#### 5 第 2 方式検査方法

<u>認証取扱業者</u>の工場(以下<u>"</u>認証工場<u>"</u>という。)の製品で<u>,当該品目</u>についての<u>取扱業者</u>の認証の 技術的基準に規定する大量製造ラインによるものの検査については,次によることとしてよい。

#### ロ きつい検査から並み検査への移行

きつい検査<u>により</u>検査を行った結果<u>、連続</u>して<u>5回</u>合格したときは<u>、同一品質</u>について<u>、それ</u> 以後の検査は並み検査によるものとする。

#### ハ 検査の中止

きつい検査に<u>より</u>検査を行った結果<u>、累計で</u>5回不合格となったときは<u>、同一品種</u>について<u>、</u> それ以後の検査を中止する<u>ものとする</u>。検査を再開する場合は<u>、きつい検査</u>から行う<u>ものとする</u>。

## 四 緩い検査

#### イ 抽出の割合及び検査に係る格付の基準

<u>別表7に定めるところ</u>による。<u>ただし、</u>検査荷口は<u>別表8</u>に定める期間を限度とする期間内において製造された荷口とする。

(新設)

# ロ 緩い検査から並み検査への移行

緩い検査<u>により</u>検査を行った結果<u>、不合格</u>となったときは<u>、同一品種</u>について<u>、それ</u>以後の検査は並み検査によるものとする。

#### (第2方式検査方法)

第4条 <u>認証製造業者</u>の工場(以下<u>「認証工場」という。</u>)の製品で<u>、当該品目</u>についての<u>製造業者</u>の 認証の技術的基準に規定する大量製造ラインによるものの検査については、次に定めるところによ

- **a)** 1日分の製造荷口を検査荷口とし、表1~表3に定める抽出の割合及び検査に係る格付の基準によって検査を行った結果、次の条件が全て満たされたときは、同一品種について、それ以後の検査は**b**)による。
  - 一 連続した 10 回 (異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の場合にあっては 15 回) の検査において不良品がない。
  - 一 試料数の累計が100に達するのに必要な回数の検査において不良品がない(異性化液糖及び 砂糖混合異性化液糖の場合を除く。)。
- **b)** 3月間に製造された荷口を限度として検査荷口とし、その検査荷口から抽出した2個の試料について検査を行った結果、不良品がないときはその検査荷口は合格とみなす。
- <u>c)</u> <u>b)によって</u>検査を行った結果<u>,不良品</u>があったとき<u>,又は</u>認証工場の品質管理を行う部門が行った検査の記録等の調査の結果<u>,検査</u>を続行することが適当でないと認められるときは<u>,同一品種</u>について<u>,それ</u>以後の検査を中止する。調査後検査を<u>第2方式</u>で再開する場合は<u>,a)によって</u>開始する。

## <u>附属書 A</u> (規定)

## 適用される飲食料品及び油脂

この検査方法に適用される飲食料品及び油脂を以下に記載する。

	異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖
_	

- 植物性たん白
- \_ \_ 削りぶし
- ハンバーガーパティ
- <u>-</u> チルドハンバーグステーキ
- 醸造酢
- トマト加工品

(削る)

- 豆乳類

(削る)

- 乾めん類
- \_\_ 農産物漬物
- <u>-</u> チルドミートボール
- <u>-</u> ジャム類
- ぶどう糖

(削る)

(削る)

- \_\_ 煮干魚類
- \_ にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
- <u>-</u> 即席めん

## <u>ることが</u>できる。

一 <u>1日分</u>の製造荷口を検査荷口とし<u>、別表3</u>に定める抽出の割合及び検査に係る格付の基準<u>により</u>検査を行った結果<u>、別表9に定める</u>条件が全て満たされたときは<u>、同一品種</u>について<u>、それ</u>以後の検査は二に定めるところによるものとする。

#### (新設)

- 二 3月間に製造された荷口を限度として検査荷口とし、その検査荷口から抽出した2個の試料について検査を行った結果、不良品がないときはその検査荷口は合格とみなすものとする。
- $\underline{\underline{-}}$  二に定めるところにより検査を行った結果、不良品があったとき、又は認証工場の品質管理を行う部門が行った検査の記録等の調査の結果、検査を続行することが適当でないと認められるときは、同一品種について、それ以後の検査を中止するものとする。調査後検査を第2方式で再開する場合は、一に定めるところにより開始するものとする。

## 別表1 (第1条関係)

- 1 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖
- 2 植物性たん白
- 3 削りぶし
- 4 ハンバーガーパティ
- 5 チルドハンバーグステーキ
- 6 醸造酢
- 7 トマト加工品
- 8 食用精製加工油脂
- 9 豆乳類
- 10 マーガリン類
- 11 乾めん類
- 12 農産物漬物
- 13 チルドミートボール
- 14 ジャム類
- 15 ぶどう糖
- 16 ショートニング
- 17 精製ラード
- 18 煮干魚類
- 19 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
- 20 即席めん

- \_ 食料缶詰及び食料瓶詰
- <u>ー</u> パン粉
- <u>-</u> そしゃく配慮食品

# <u>附属書 B</u> <u>(規定)</u> 検査単位の量

表 B.1 の左欄に掲げる飲食料品及び油脂の一容器又は一包装の内容量が同表の中欄に掲げる場合において検査単位とする内容量は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、一容器又は一包装の内容量が質量若しくは体積を超え、又は当該質量若しくは体積に満たないものにあっては、検査単位の量が質量又は体積となるように選ぶこと。

## 表 B.1-検査単位とする内容量

飲食料品及び油脂	一容器又は一包装の内容量	検査単位とする
		内容量
異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖	1 kg を超え又は 500 g 未満のもの	<u>500 g</u>
植物性たん白(ペースト状植物性たん	<u>1 kg</u> を超え又は <u>300 g</u> 未満のもの	300 g
白を除く。)		
ペースト状植物性たん白	<u>1 kg</u> を超え又は <u>800 g</u> 未満のもの	<u>800 g</u>
削りぶし	<u>500g</u> を超え又は <u>50g</u> 未満のもの	<u>50 g</u>
ハンバーガーパティ	<u>5 kg</u> を超えるもの	<u>150 g</u>
チルドハンバーグステーキ	<u>80 g</u> 未満のもの	<u>80 g</u>
醸造酢	<u>500 mL</u> を超え又は <u>150 mL</u> 未満の	<u>150 mL</u>
	もの	
トマト加工品	500gを超え又は190g未満のもの	<u>190 g</u>
(削る)	(削る)	(削る)
豆乳類	<u>500 g</u> を超え又は <u>180 g</u> 未満のもの	<u>180 g</u>
(削る)	(削る)	(削る)
乾めん類	<u>500 g</u> を超え又は <u>200 g</u> 未満のもの	<u>200 g</u>
農産物漬物(農産物酢漬け類及び農産	<u>1 kg</u> を超え又は <u>100 g</u> 未満のもの	<u>100 g</u>
物塩漬け類を除く。)		
農産物酢漬け類及び農産物塩漬け類	<u>1 kg</u> を超え又は <u>50 g</u> 未満のもの	<u>50 g</u>
チルドミートボール	<u>80 g</u> 未満のもの	<u>80 g</u>
ジャム類	<u>2 kg</u> を超え又は <u>100 g</u> 未満のもの	<u>100 g</u>
ぶどう糖	<u>1 kg</u> を超え又は <u>300 g</u> 未満のもの	<u>300 g</u>
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)

- 21 食料缶詰及び食料瓶詰
- 22 パン粉
- 23 そしゃく配慮食品

#### 別表2 (第2条関係)

<u>次表</u>の左欄に掲げる飲食料品及び油脂の一容器又は一包装の内容量が同表の中欄に掲げる場合において検査単位とする内容量は、<u>それぞれ</u>同表の右欄に掲げるとおりとする。

(新設)	(新設)	(新設)
異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖	<u>1 kg</u> を超え又は <u>500 g</u> 未満のもの	<u>500 g</u>
植物性たん白 (ペースト状植物性たん) 白を除く。)	<u>1 kg</u> を超え又は <u>300 g</u> 未満のもの	300 g
ペースト状植物性たん白	<u>1 kg</u> を超え又は <u>800 g</u> 未満のもの	800 g
削りぶし	500gを超え又は50g未満のもの	<u>50 g</u>
ハンバーガーパティ	<u>5 kg</u> を超えるもの	<u>150 g</u>
チルドハンバーグステーキ	<u>80 g</u> 未満のもの	80 g
醸造酢	<u>500ml</u> を超え又は <u>150ml</u> 未満のもの	<u>150ml</u>
トマト加工品	500gを超え又は 190g 未満のもの	190 g
食用精製加工油脂	1 kg を超え又は 900 g 未満のもの	900 g
豆乳類	500gを超え又は 180g 未満のもの	<u>180 g</u>
マーガリン類	1 kg を超え又は 900 g 未満のもの	900 g
乾めん類	500gを超え又は 200g 未満のもの	<u>200 g</u>
農産物漬物 (農産物酢漬け類及び農産 物塩漬け類を除く。)	<u>1 kg</u> を超え又は <u>100 g</u> 未満のもの	<u>100 g</u>
農産物酢漬け類及び農産物塩漬け類	<u>1 kg</u> を超え又は <u>50 g</u> 未満のもの	<u>50 g</u>
チルドミートボール	<u>80 g</u> 未満のもの	<u>80 g</u>
ジャム類	<u>2 kg</u> を超え又は <u>100 g</u> 未満のもの	<u>100 g</u>
ぶどう糖	1 kg を超え又は 300 g 未満のもの	<u>300 g</u>
ショートニング	1 kg を超え又は 900 g 未満のもの	<u>900 g</u>
<u>精製ラード</u>	1 kg を超え又は 900 g 未満のもの	<u>900 g</u>

煮干魚類	500gを超え又は100g未満のもの	<u>100 g</u>
にんじんジュース及びにんじんミック	<u>500 g</u> を超え又は <u>160 g</u> 未満のもの	<u>160 g</u>
スジュース		
即席めん	<u>190 g</u> 未満のもの	<u>190 g</u>
食料缶詰及び食料瓶詰	<u>50 g</u> 未満のもの	<u>50 g</u>
パン粉	<u>1 kg</u> を超え又は <u>150 g</u> 未満のもの	<u>150 g</u>
そしゃく配慮食品	<u>50 g</u> 未満のもの	<u>50 g</u>

(削る)

煮干魚類	500gを超え又は 100g 未満のもの	<u>100 g</u>
にんじんジュース及びにんじんミック スジュース	500gを超え又は 160g未満のもの	<u>160 g</u>
即席めん	<u>190 g</u> 未満のもの	<u>190 g</u>
食料缶詰及び食料瓶詰	<u>50 g</u> 未満のもの	<u>50 g</u>
パン粉	<u>1 kg</u> を超え又は <u>150 g</u> 未満のもの	<u>150 g</u>
そしゃく配慮食品	<u>50 g</u> 未満のもの	<u>50 g</u>

## 別表3 (第3条関係)

並み検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器(内容量が1kg 又は11未満のものをいう。以下同じ。) の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
35,000 以下(個)	<u>4(個)</u>	<u>1(個)</u>
35,001-240,000	<u>6</u>	<u>1</u>
240,001 以上	<u>8</u>	<u>1</u>

# 2大型容器(内容量が1kg 又は11以上であって、30kg 又は301未満のものをいう。以下同じ。)の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	<u>合格判定個数</u>
1,000以下(個)	<u>2(個)</u>	<u>0(個)</u>
<u>1,001-5,000</u>	<u>3</u>	<u>1</u>
<u>5,001以上</u>	<u>5</u>	<u>1</u>

# 3 特殊容器(内容量が30kg 又は301以上のものをいう。以下同じ。)の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数		合格判定個数	
	内容量が 30 t	<u>内容量が 30 t</u>	内容量が 30 t	内容量が 30 t
	又は 30kl 未満	又は 30kl 以上	又は 30kl 未満	又は 30kl 以上
	の場合	<u>の場合</u>	の場合	の場合
<u>5以下(個)</u>	<u>2 (個)</u>	<u>2 (個)</u>	<u>O(個)</u>	<u>O(個)</u>
<u>6-10</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>O</u>
<u>11以上</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	1

(注) 抽出個数は実容個数を超えないこととする。以下同じ。

(削る)

(削る)

(削る)

# 別表4 (第3条関係)

並み検査からきつい検査への移行が必要となる不良品の限界個数

累計試料数の大きさ	不良品の限界個数
5 (個)	3 (個)
6-12	<u>4</u>
13-19	<u>5</u>
20-24	<u>6</u>
25-39	<u>7</u>
40-49	<u>8</u>

## 別表5 (第3条関係)

<u>並み検査から緩い検査へ移行するために満たすべき条件</u> 連続した10回の検査において不良品がないこと。

## 別表6 (第3条関係)

きつい検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

# 1 小型容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	<u>合格判定個数</u>
35,000 以下(個)	<u>6(個)</u>	<u>1(個)</u>
35,001 以上	<u>13</u>	<u>1</u>

# 2 大型容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	<u>合格判定個数</u>
<u>1,000 以下(個)</u>	<u>3(個)</u>	<u>0(個)</u>
<u>1,001-5,000</u>	<u>5</u>	<u>1</u>
5,001 以上	<u>8</u>	1

## 3 特殊容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合	格	判	定	個	数	

(削る)

(削る)

(削る)

	<u>内容量が 30 t</u>	<u>内容量が 30 t</u>	内容量が 30 t	内容量が 30 t
	<u>又は 30kl 未満</u>	<u>又は 30k1 以上</u>	又は 30kl 未満	又は 30kl 以上
	<u>の場合</u>	<u>の場合</u>	の場合	の場合
<u>5以下(個)</u>	<u>3(個)</u>	<u>2(個)</u>	<u>0(個)</u>	<u>0(個)</u>
<u>6-10</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
11以上	<u>5</u>	<u>4</u>	1	1

## 別表7 (第3条関係)

緩い検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

# 1 小型容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
35,000 以下(個)	<u>2(個)</u>	<u>1(個)</u>
35,001 以上	<u>3</u>	<u>1</u>

# 大型容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
35,000 以下(個)	<u>2(個)</u>	<u>O(個)</u>
35,001 以上	<u>3</u>	<u>O</u>

## 3 特殊容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
30 以下(個)	<u>2(個)</u>	<u>O(個)</u>
31 以上	<u>3</u>	<u>O</u>

# 別表8 (第3条関係)

緩い検査における検査荷口を定める製造の期間

- 1 15 日間
- 2 30 日間(異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖並びに即席めんの場合に限る。)

## 別表9 (第4条関係)

<u>1</u> 連続した10回(異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の場合にあっては15回)の検査において 不良品がないこと。 2 試料数の累計が 100 に達するに必要な回数の検査において不良品がないこと(異性化液糖及び 砂糖混合異性化液糖の場合を除く。)。